

第6期横浜市子ども・子育て会議 第12回保育・教育部会

日時：令和6年8月6日（火）18:00～

場所：市役所18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 議事

議事＜公開案件＞

- (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案（案）について
- (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」（案）について

議事＜非公開案件＞

- (3) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について

3 その他

4 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案（案）について

資料4 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」（案）について

第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 委員名簿

【敬称略 50 音順】

＜第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	○山瀬 範子	臨時委員

◎：部会長 ○：職務代理者

**横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
事務局名簿**

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	片山 久也
	保育対策等担当部長	渡辺 将
課長	企画調整課長	柿沼 千尋
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育支援課 幼保小連携担当課長	田村 憲一
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課 担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
	保育対策課 担当課長	須山 次郎
	保育対策課 担当課長	岡崎 有希
	こども施設整備課長	野澤 裕美
係長	企画調整課 担当係長	生野 元康
	企画調整課 企画調整係長	宗川 淳
	保育・教育支援課 事業調整係長	五十棲 友美
	保育・教育運営課 幼児教育係長	近江 志穂
	保育対策課 担当係長	加藤 翔
	保育対策課 担当係長	小関 隆之
	保育対策課 担当係長	吉村 歌菜子

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 素案

計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法横浜市行動計画
横浜市子ども・若者計画
横浜市こども計画

令和6年7月26日

時点版

横浜市

目次

第1章 計画について	
1 計画の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 本市における他計画との関係	
第2章 こどもや子育てを取り巻く状況	
1 人口や少子化の状況	
2 こども・家庭の状況	
3 地域・社会の状況	
4 第2期計画の振り返り	
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	
1 目指すべき姿	
2 計画推進のための基本的な視点	
第4章 施策体系と事業・取組	
1 重点テーマ	
2 施策分野・基本施策とその関係性	
3 施策体系図	
4 指標一覧	
5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性	
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込み・確保方策	
第6章 計画の推進体制等について	
参考資料	

調
整
中

第1章 計画について

1 計画の趣旨

本市のこども施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。

また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進します。

令和5年4月、新たにこども基本法が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められました。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針（下記参照）や重要事項等が一元的に定められています。

【こどもの施策に関する基本的な方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

このようなこども分野における法律の施行等の状況を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置づけ
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、こどもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の施策の方針や取組を、より詳細にまとめたうえで、丁寧に進めていくことを目的とした計画であるため、引き続き個別の計画として推進します。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められています。

3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の対象

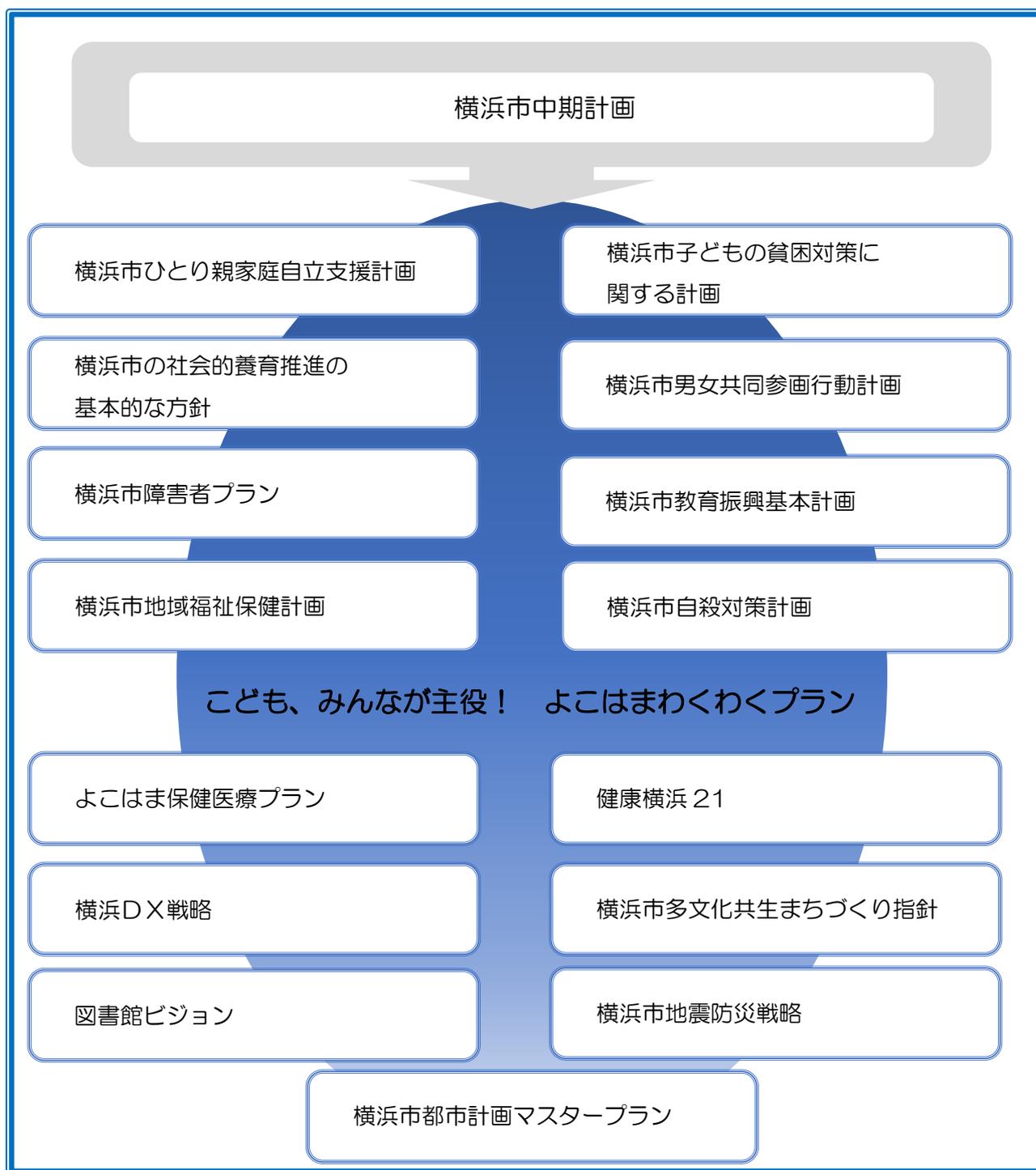
心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

- 主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。
- 若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5 本市における他計画との関係

横浜市中期計画をはじめ、こども施策及び子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

<関連する主な計画等>



第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 人口、出生数、合計特殊出生率の推移

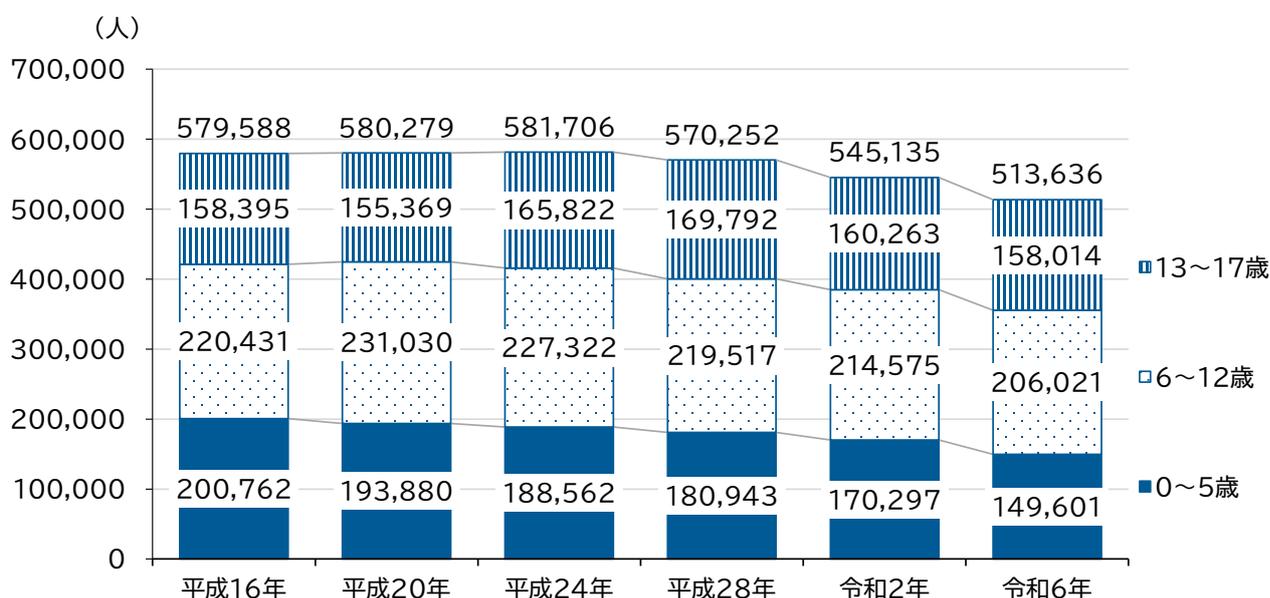
○本市の人口は、2021（令和3）年の約377.6万人をピークに減少に転じました。なお、2021（令和3）年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人となっています。

2021（令和3）年度中に市内から東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、他方、東京圏から転入した20～24歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は16.1%でした。

○2021（令和3）年から約50年後の2070（令和52）年の将来人口推計によると、本市の人口は約2割減少して、301.3万人と推計されています。

○本市の18歳未満の人口をみると、20年前の2004（平成16）年の57.9万人から約1割減少し、2024（令和6）年は51.4万人となっています。

図表 2-1 こども（0～17歳）の人口推移



(出典) 横浜市統計書（各年1月1日時点）

- 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2022（令和4）年時点で約2.4万人となっています。
- 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2022（令和4）年時点で1.16となっています。また、全国（2022年時点で1.26）と比較すると、低い水準で推移しています。

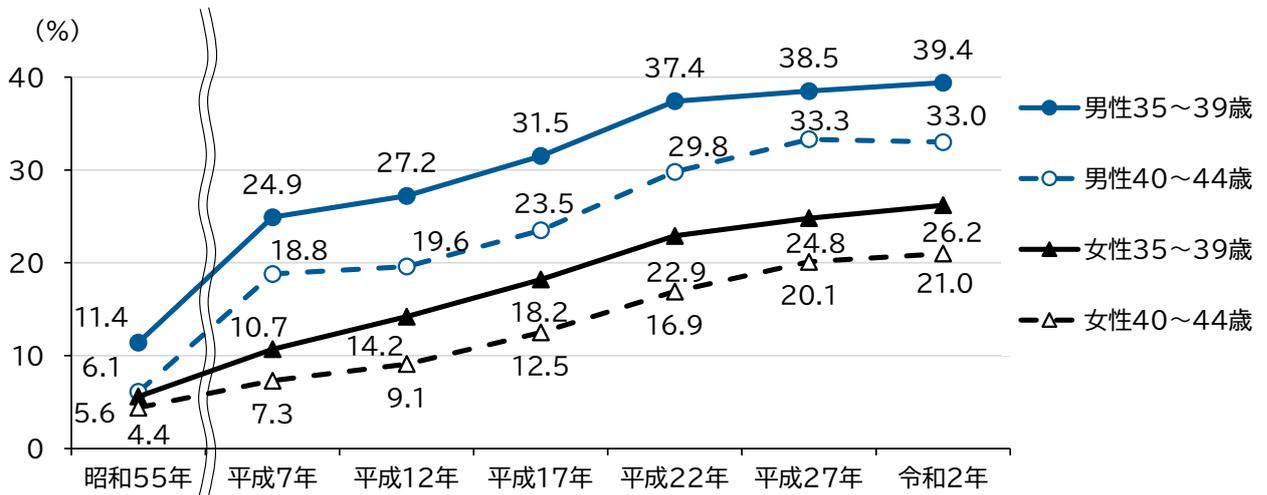
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移

データの確認中

（出典）横浜市統計書、厚生労働省人口動態統計

○本市の未婚割合は上昇傾向にあります。2010（平成 22）年における 40～44 歳の未婚割合は、男性は 29.8%、女性 16.9%でしたが、2020（令和 2）年における未婚割合は、40～44 歳では、男性 33.0%、女性 21.0%に上昇しています。

図表 2-3 未婚割合の推移



（出典）横浜市「国勢調査人口等基本集計横浜市の概要」

※ 令和2年及び平成27年は不詳補完値による。平成22年は配偶関係「不詳」を除く総数から算出。

○少子化により、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども同士や子育て中の保護者同士の交流の機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

○子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会や、地域と子ども・子育て家庭の交流機会が減少しているとの指摘もあります。

○出産や子育てが個人の選択であることを前提としながら、希望する人が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるとともに、全ての子どもの健やかな育ちを支える必要があります。

2 こども・家庭の状況

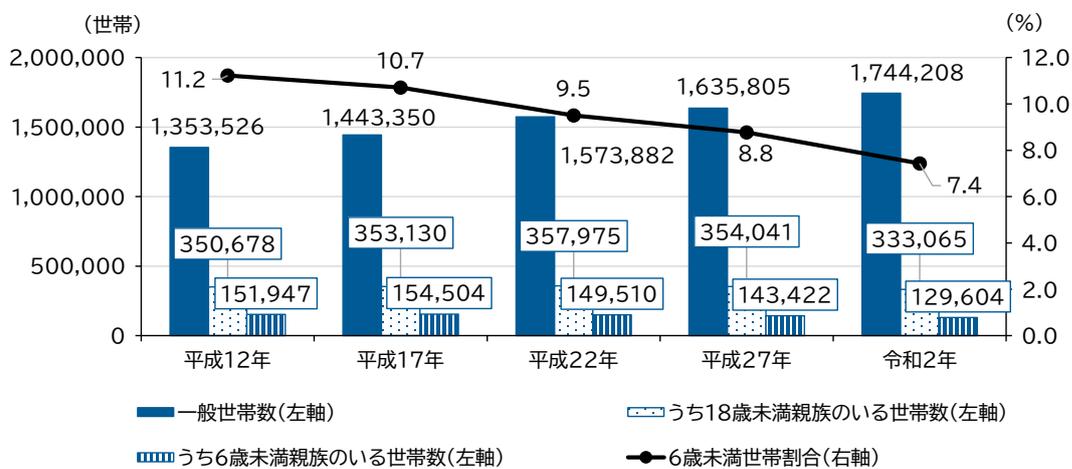
(1) 世帯状況の変化

○本市の6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。

○2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯のうち95.8%が核家族世帯となっています。

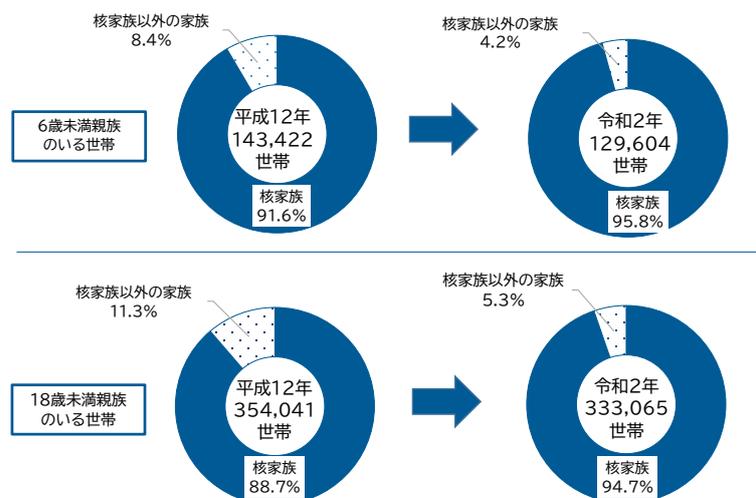
子育て世帯の減少や核家族化は、地域の住民がこどもや子育て世帯と接する機会の減少につながり、地域の中で子育て家庭の状況を把握しづらくなっています。

図表 2-4 世帯数の推移



(出典) 国勢調査

図表 2-5 こどものいる世帯の世帯類型の変化



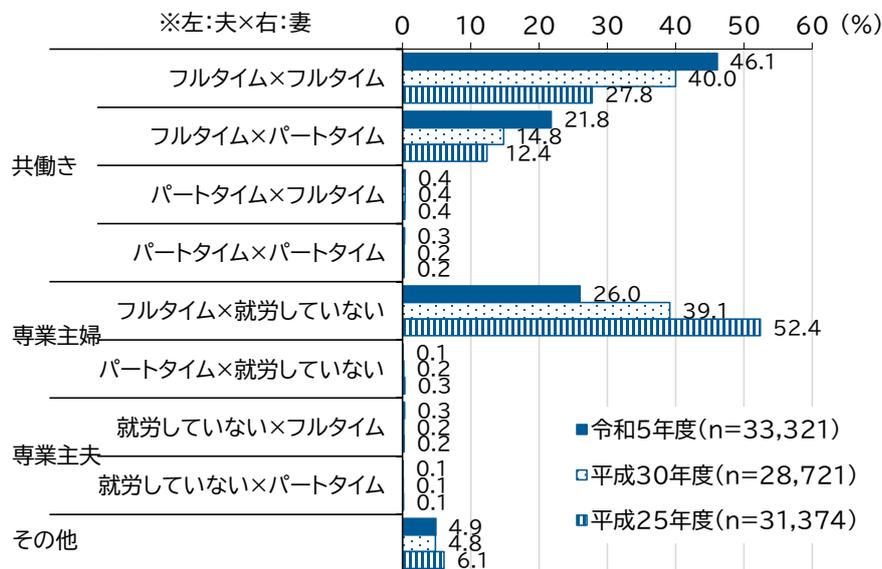
(出典) 国勢調査

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下、「ニーズ調査」という。）（未就学児）では、子育てに対する周囲からの支えがない人の割合は、2013（平成25）年度は16.2%でしたが、2023（令和5）年度は22.0%となっており、祖父母等の親族や、友人・知人・近所の人など、周囲から子育てに対する支えが得られない家庭が増加しています。

(2) 就労状況等の変化

○ニーズ調査（未就学児）によると、父母共に就労している共働き世帯の割合は、2013（平成 25）年度の 40.8%から 2023（令和 5）年度には 68.6%に上昇しています。

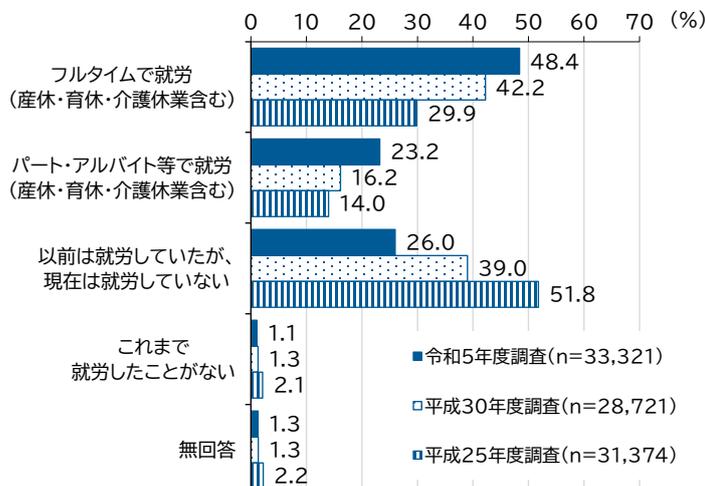
図表 2-6 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

○母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している割合やパート・アルバイト等で就労している割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答した未就労の母親が減少傾向にあります。2023（令和 5）年度における母親の就労形態は、フルタイムが 48.4%、パート・アルバイト等が 23.2%、未就労が 27.1%となっています。

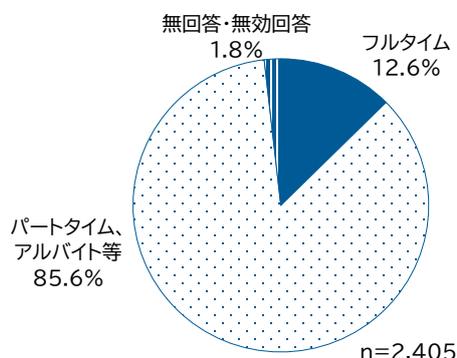
図表 2-7 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

○未就労の母親のうち、就労したい意向がある割合は 80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が 85.6%となっています。

図表 2-8 就労したいと回答した母親が希望する就労形態



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(令和5年度、未就学児)

○父親が育児休業を取得した割合は、2013(平成25)年度の4.2%から2023(令和5)年度は40.6%に増えました。市民意見交換会では、参加者の実感として、5年前に比べて「父親の育児参加が増えたと思う」との意見も出されており、家庭での子育て事情に変化が見られます。

図表 2-9 父親の育児休業取得状況

データの確認中

(出典) 男女共同参画に関する事業所調査報告書

○新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、テレワークやワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が一層推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。

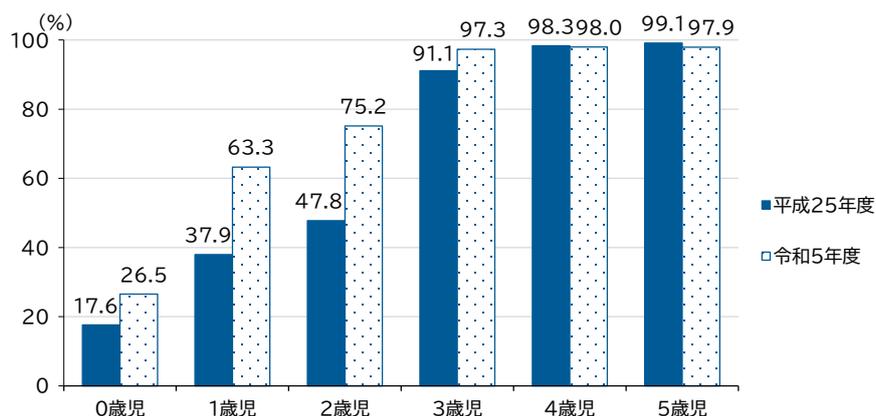
○以上のように、フルタイムやパート・アルバイト等の就業形態に加え、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育・教育の基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) こどもの状況

(ア) 子育て家庭の教育・保育事業利用状況

○ニーズ調査（未就学児）によると、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、2013（平成25）年度の0歳児 17.6%、1歳児 37.9%、2歳児 47.4%から、2023（令和5）年度には0歳児 26.5%、1歳児 63.3%、2歳児が 75.2%と、大きく上昇しています。

図表 2-10 定期的な教育・保育事業の利用割合



（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）より作成

○保育・教育現場の実感として、父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用することも増加しているとの声があります。

○保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育施設が両輪でこどもの育ちを支えていけるよう、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要です。一方で、定期的な教育・保育事業を利用しておらず、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ないと考えられる在宅で子育てを行う家庭への支援も必要です。

(イ) 保育・教育施設外や学校外の過ごし方や外遊び

○ニーズ調査（小学生）では、小学生の居場所の利用を促す方法として「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」、「自然の中で遊べる」の割合が高くなっています。また、学校の授業や行事以外での自然体験を「していない」は約3割となっています。

○夏の暑さが増している中で、季節を問わず安全・安心に活動できる環境が求められます。保育・教育現場の声として、新型コロナウイルス感染症拡大や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で実年齢より若い子どもが増えているとの指摘があります。

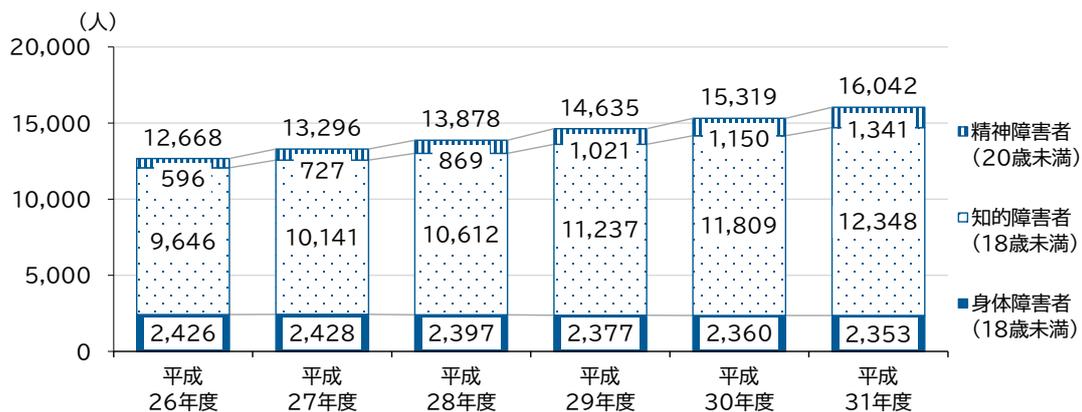
○市民意見交換会の中では、こどもの居場所に関することとして、雨の日の遊び場を求める声や、公園や既存公共施設の利用方法、学校以外の居場所の充実などに関する意見が出されています。

(ウ) 発達や障害等の状況

○ニーズ調査（小学生）によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は 12.7% で、10 年前の 7.4%から増加しています。

○手帳保持者数は 2014（平成 26）年度の 12,668 人から 2023（令和 5）年度には 18,810 人と約 1.5 倍となり、増加傾向にあります。手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）保持者数が特に増加しています。

図表 2-11 手帳保持者数（更新中）



(出典) 第 4 期横浜市障害者プラン

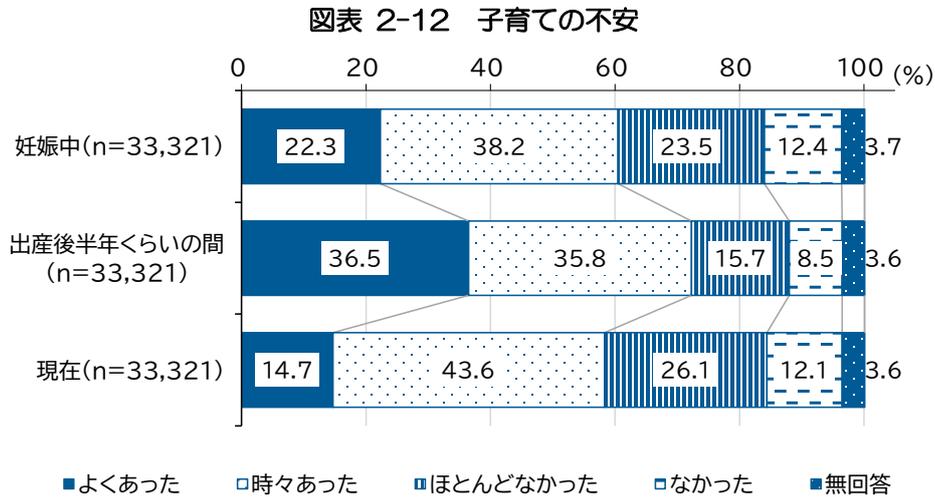
○放課後等デイサービス支給決定人数は 2018（平成 30）年の 6,468 人から 2022（令和 4）年には 9,886 人と 1.5 倍となり、発達障害児の増加が示唆されています。

○周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病のこどもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加しています。

○疾病や障害の有無に関わらず全てのこどものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められています。

(4) 子育ての不安感・負担感

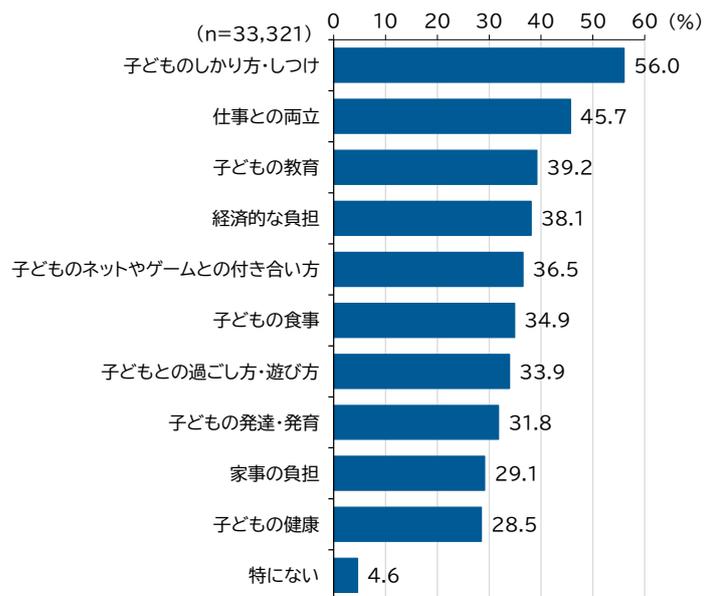
○ニーズ調査（未就学児）によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.5%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.3%があったと回答しています。



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児）

○子育てに関するの困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が38.1%など、子育てに関して何らかの困りごとを抱えている人が92.7%となっています。

図表 2-13 子育ての悩みや困り事（上位10位、複数回答）



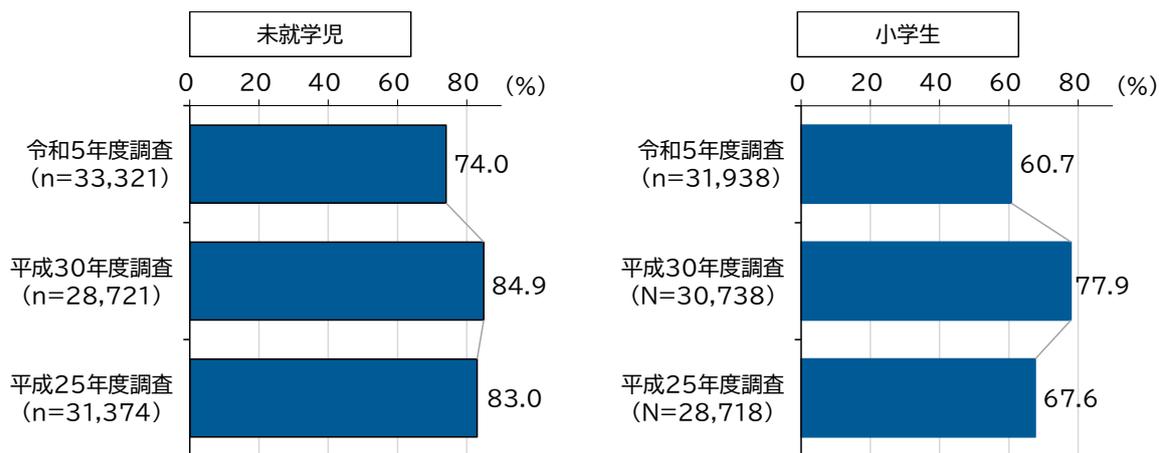
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児）

- 市民意見交換会の中で出された子育ての悩みやニーズは、5年前と比較して多様化している傾向が見られます。中でも、「行政手続や公的支援に望むこと」として、経済的支援の充実や手続のオンライン化などを求める声が多く出されています。
- 子育てに関する様々な不安や負担感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

(5) こどもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング 1

- 「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」と回答した割合は、本市の小学校（公立）の児童で91.1%、中学校（公立）の生徒で88.1%となっています。
- ニーズ調査（こども本人向けの質問）によると、あったら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%となっています。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「こどもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出されています。また、「親自身の居場所」に関する声も多くみられ、子連れイベントなど、親同士知り合う機会や場を求めている実態がわかりました。
- ニーズ調査（未就学児・小学生）によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下しています。相談相手がいる人や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した人は、満足度が高い傾向となっています。

図表 2-14 こどもを育てている現在の生活の満足度

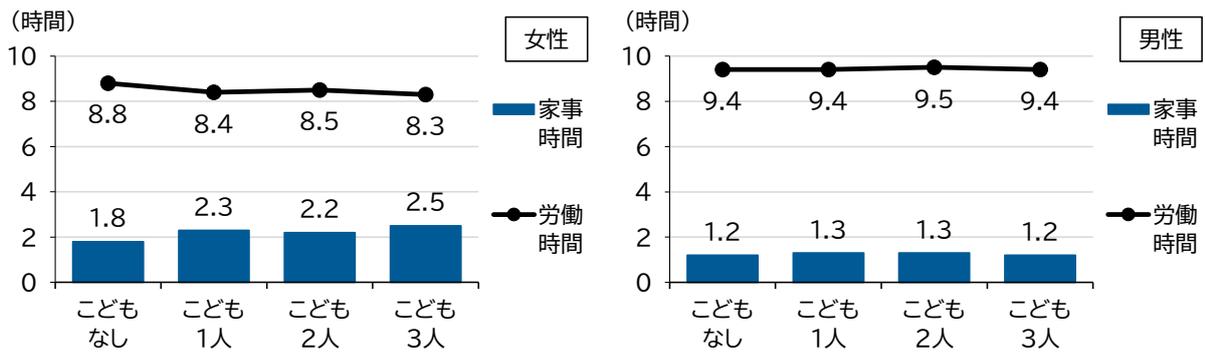


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児、小学生）

¹ ウェルビーイングは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

○横浜市立大学と連携したハマスタディ調査（Wave1）によると、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の 1.8 時間に対し、子どもがいる家庭は 2.2～2.5 時間となっています。夫は子どもの数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分となっています。妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが悪化する傾向が見られます。妻の家事時間とウェルビーイングには負の相関がみられます。

図表 2-15 子どもの数と家事時間の関連

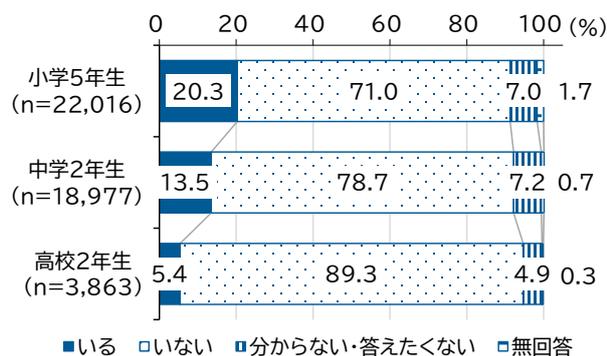


(出典) 横浜市立大学ハマスタディ調査

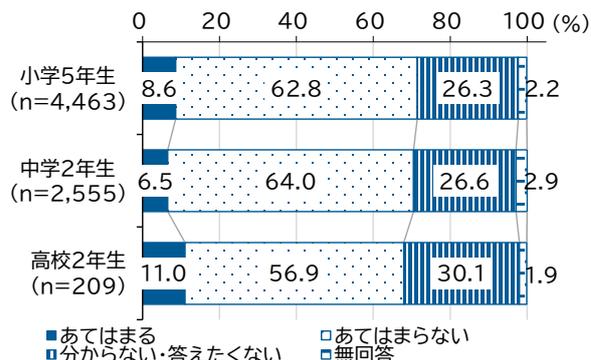
(6) 様々な状況にあるこども・若者

○「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。「いる」と回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%となっています。

図表 2-16 家族のお世話をしているこどもの割合



図表 2-17 いると回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思う割合



(出典)「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」

○「横浜市子ども・若者実態調査」の推計によると、2022（令和4）年度のひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1.3万人となっています。

図表 2-18 15～39歳のひきこもり推計人数

調査実施年度	2012 (平成24)年度	2017 (平成29)年度	2022 (令和4)年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%
15～39歳推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人
ひきこもり群の推計値	約8,000人	約15,000人	約13,000人

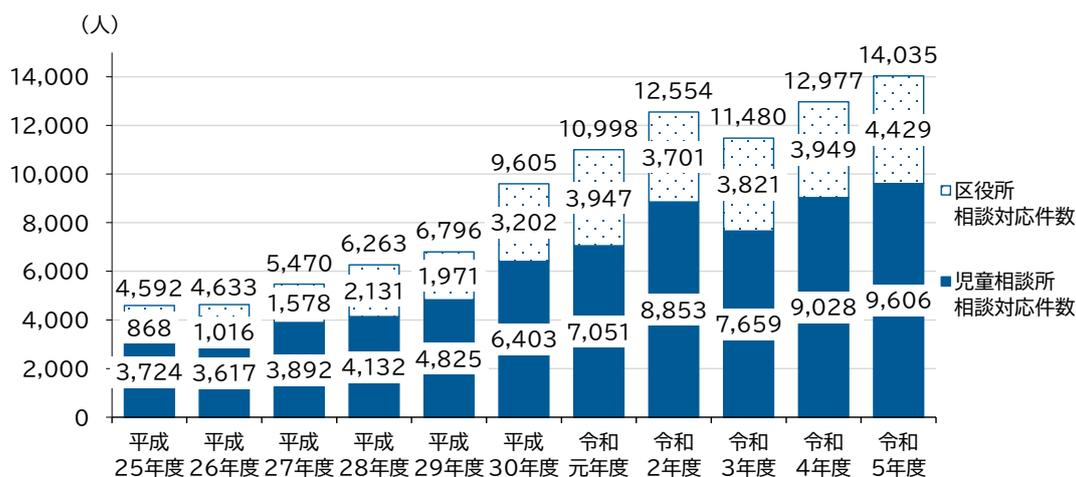
(出典)「令和4年度 横浜市子ども・若者実態調査」

※ 令和4年度調査におけるひきこもり群の定義は、過年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要である。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられる。

○2021（令和3）年度の内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書によると、若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害に遭っています。身体接触を伴う被害は12.4%（女性15.0%、男性5.1%）、性交を伴う被害は4.1%（女性4.7%、男性2.1%）となっています。²

○児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、2023（令和5）年度には14,035件と過去一番多い数となりました。

図表 2-19 児童虐待相談対応件数



（出典）横浜市子ども青少年局子どもの権利擁護課 子ども青少年局中央児童相談所資料

※ 令和6年1月に子ども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4・5年度については、通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース（虐待非該当ケース）を除外している。

○文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、「令和4年度暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）では、横浜市の不登校児童生徒数は8,170人となっています。

○子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されています。

○「子どもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要だと考えられます。

○居場所を持てていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要です。どの子どもも分け隔てなく過ごせるよう、身近な地域で、子ども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしてい

² アンケートの回収率が全体で2.8%であって、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

く必要があると考えられます。

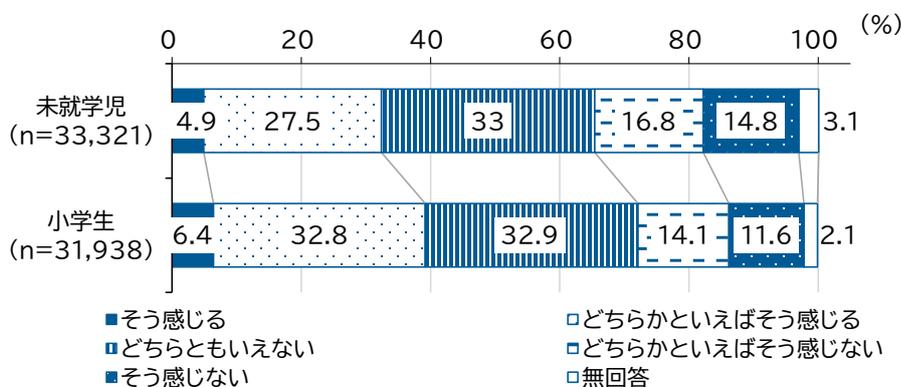
3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

○ニーズ調査（未就学児）によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた人が48.3%となっています。

○また、地域社会から見守られている、支えられていると感じない人は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%います。そのような方は生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要となっています。

図表 2-20 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児・小学生）

○市民意見交換会では、「こどもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や居場所を求める意見が多く寄せられています。

○本市のNPO法人に関して、2023（令和5）年12月時点で1,498の認証法人が設立されています。そのうちこどもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、こども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。

○コミュニティサロンや地域食堂など、市内のこどもや子育て家庭を支える地域の居場所には多世代交流の拠点として幅広い年代を対象とした取組も行われています。地域福祉保健計画と連携して、分野を超えた身近な地域をつなぐ取組に対する支援のあり方を考えていく必要があります。

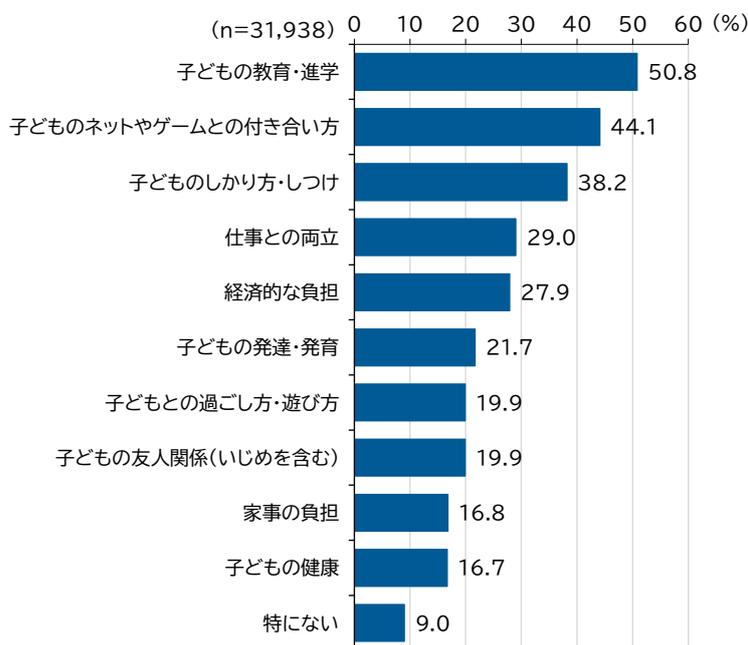
(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

(ア) こどものインターネット等の利用実態

○令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のこどものうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間となっています。

○ニーズ調査（小学生）では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げています。

図表 2-21 子育ての悩みや困り事【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(令和5年度、小学生)

○インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されています。

○子どもにとって安全・安心な多様な居場所が確保されることで、SNSやインターネットの長時間利用によるトラブルなどを防ぐことも期待されます。

(イ) 子育て支援サービスのデジタル活用に対するニーズ

○ニーズ調査（未就学児・小学生）では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」「作成する必要のある書類が減ること」「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められています。

○市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まっていほしい」などの意見が出されています。

○いわゆるデジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用

した子育て支援のさらなる展開が求められます。

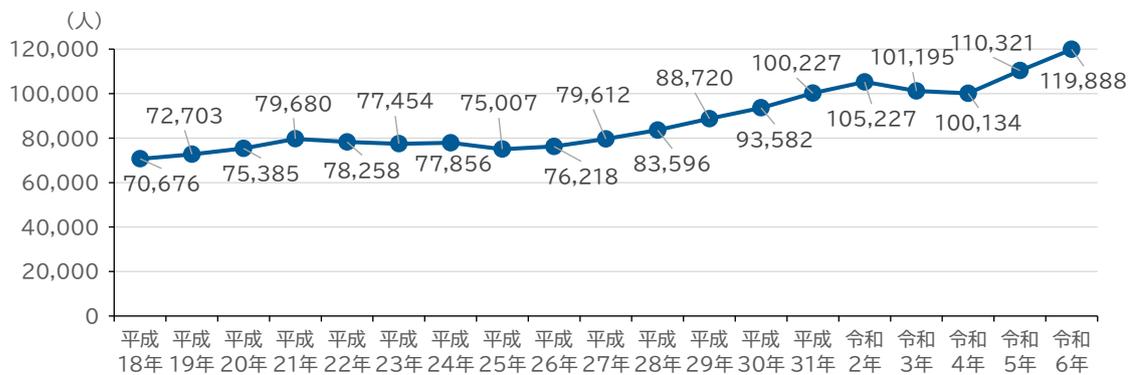
(3) 国際化の状況と多文化共生

○本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少しましたが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっています。日本語指導が必要な児童生徒数は、2023（令和5）年には3700人と、2014（平成26）年の1400人から約2.5倍に増加しています。

○外国につながる子育て家庭からは、書類や行政手続のデジタル化により、多言語化や母国語への翻訳が行いやすくなるなどの声もあります。

○こども・子育て支援を推進する上でも、言葉や文化の違いへの配慮、地域でつながる機会の工夫など、多文化共生の視点が重要となっています。

図表 2-22 外国人人口の推移



(出典) 横浜市（各年4月末時点。2012（平成24）年までは外国人登録者数）

4 第2期計画の振り返り

作成中

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

こどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓^{ひら}く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。こども自身の思いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠です。

横浜で生まれたこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、誰もがこどもを産み育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち「よこはま」を目指していきます。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全てのこどもへの支援

疾病や障害の有無に関わらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にす一貫した支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 こどもに内在する力を引き出す支援

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助³⁾」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

³⁾ 自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。共助＝地域や仲間同士で互いに助け合いながら、できることを行う。公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

第4章 施策体系と事業・取組

1 重点テーマ

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、2つの重点テーマを整理します。

【重点テーマⅠ】 こどものウェルビーイングの向上

<背景>

- (1) こども基本法・こども大綱・横浜市こども・子育て基本条例
- (こども基本法について)
 - 「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
 - 「こどもまんなか社会」の実現は、こどもが尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつながるとされています。それはすなわち「未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育む」という、本計画で掲げる「目指すべき姿」そのものに通じます。
 - また、「こどもまんなか社会」とは、20代、30代を中心とする若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会でもあるとされています。
 - 「こどもまんなか社会」の実現が、結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにもつながるとされています。
 - 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例は、こども・子育てについての基本理念を定め、市の責務や市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにし、また、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっています。
 - 「こども基本法」、「こども大綱」、「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえたうえで、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) こども・子育て家庭を包括的に支える地域ネットワーク

- こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、

ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、その課題に直面している子ども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする育成環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチしていく必要があります。

- また、困難を抱えながらも、SOS を発信できない子どもに対しても、地域における関係機関やNPO等の民間団体、行政が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けていく必要があります。
- 「こども大綱」では、教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- 特に、障害児・医療的ケア児への支援、慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援、児童虐待対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策など、子どもや子育て家庭が抱える困難や課題に対して、ライフステージを通して、支援が行き届くことが必要です。
- また、昨今の課題として、子ども・若者の自殺対策、性犯罪対策をはじめ、犯罪・事故から子どもを守る環境整備や、地域連携の中でのいじめ防止等の重要性も指摘されています。
- ニーズ調査（こども本人向けの質問）では、「横浜市がどのようなまちになってほしいか」との問いに対して「安全・安心なまち」と答えた人が最も多く、24.1%となりました。こどもが、安全・安心に過ごし、健やかに育つことができる環境が求められています。
- 多様化・複雑化するニーズや課題に対して、きめ細やかに対応していくためには、関係機関が連携し、地域が一体となって子どもとその家庭を支えるためのネットワークを構築していくことが重要であり、こどものウェルビーイング向上のための共通基盤となります。

（3）居場所・遊び場、体験活動の機会の充実

- 遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。
- 令和5年 12 月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、乳幼児の育ちにとって「愛着」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠であるとされており、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めることがビジョンに盛り込まれています。多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援していくことが必要であるとされています。
- 乳幼児に限らず、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながっていきます。
- ニーズ調査（こども本人向けの質問）では、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、思いきり遊べる場所」などに多くの回答が集まりました。
- すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分にとって安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち

ながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。

(4) こどもの意見表明・施策への意見反映

- こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながっていきます。
- また、幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながることから、こどもの意見を表明する機会の確保は、現在の、そして将来のこどもの幸せにつながるものです。
- 「こども基本法」では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。
- 「横浜市こども・子育て基本条例」においても、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとされました。
- こどものウェルビーイング向上のためには、こうした法や条例の趣旨を社会全体で共有するとともに、こども自身がその内容について理解を深められるようにしていくことが大切です。
- こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見を施策に反映することなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえて、重点テーマⅠ「こどものウェルビーイングの向上」に向けた3つの方向性を整理しました。

(1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、こども・子育て家庭を包括的に支える基盤を整備します。

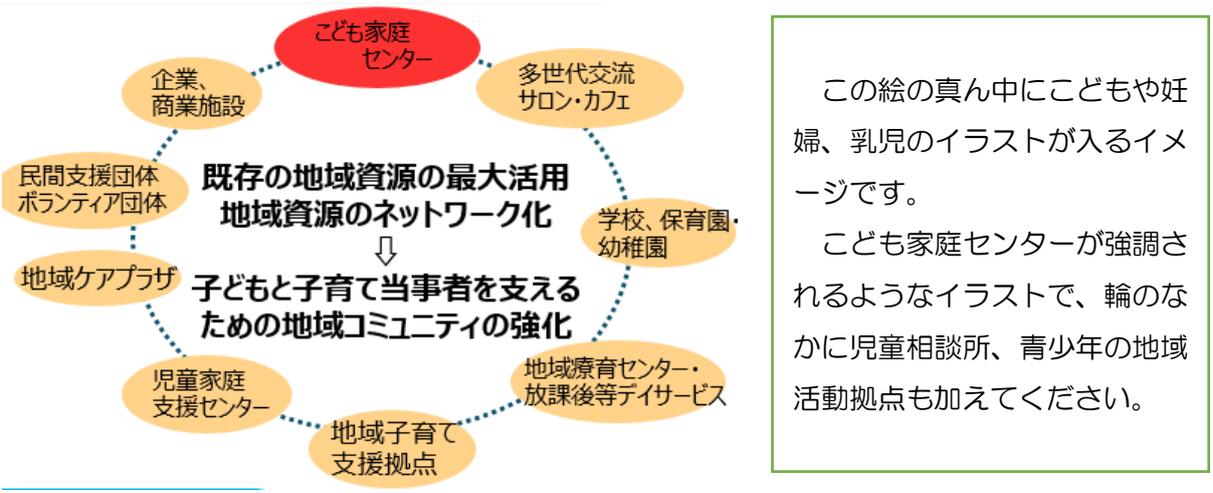
こども家庭センターでは、妊産婦やこども・子育て家庭からのあらゆる相談を受け止め、関係機関とともに個々のこどもとその家庭に応じた切れ目のない支援を行います。また、困難を抱えながらもSOSを発信できないこどもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、多様な関係機関との連携を強化します。

また、地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、関係機関等と課題を共有し、解

決策を共に検討するネットワークをつくり、不足する地域資源については新たな担い手や地域資源を開拓します。

さらに、個別の悩みや困りごとを抱える子ども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えるとともに、子どもの SOS に気づくための地域の中での見守りや、子どもたちの安全・安心を守る取組を推進します。

これらの取組により、子ども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、子ども本人に届く支援や、子どもと子育て家庭が地域社会の一員として支えられ、子ども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。



○主な取組内容

<子ども・子育て家庭を包括的に支える基盤整備とネットワーク構築>	
子ども家庭センター機能の設置	施策2
<子ども自身が相談・支援につながるができる環境づくり>	
青少年相談センター事業	施策6
地域ユースプラザ事業	施策6
若者サポートステーション事業	施策6
困難を抱える若者に対する SNS 相談事業	施策6
不登校児童生徒支援事業	施策6
地域等と連携したいじめ等の防止	施策6
地域における不登校の子どもの多様な居場所づくりの検討	施策6
ヤングケアラー支援事業	施策6
寄り添い型生活支援事業	施策6
寄り添い型学習支援事業	施策6
放課後学び場事業	施策6
外国につながる子どもたちへの支援事業	施策6
日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	施策6
思春期・接続期支援事業	施策7
若年女性支援モデル事業	施策7

デートDV防止事業	施策7
＜こどもの安全・安心を守る取組＞	
学校と放課後事業が連携した小学生の見守り	施策4
地域防犯活動支援事業	施策9
よこはま学援隊	施策9
子どもの交通安全対策の推進	施策9
子どもの通学路交通安全対策	施策9
安全教育・防災対策の推進	施策9

(2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び・体験活動の充実

各ライフステージを通して、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

○主な取組

＜こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実＞	
地区センタープレイルーム利用促進事業	施策2
保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	施策2
未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	施策2
こども・若者の居場所づくり	施策4
こども・青少年の体験活動の推進	施策4
プレイパーク支援事業	施策4
こどもログハウスリノベーション	施策4
子どもの文化体験推進事業	施策4
子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業 ・トップスポーツチーム連携事業	施策4
こどもと港とのふれあい機会の創出	施策4
MICE 次世代育成事業	施策4
横浜トリエンナーレ事業	施策4
フェスティバルによるにぎわい創出事業	施策4
芸術文化教育プログラム推進事業	施策4
文化施設運営事業	施策4
子どもアドベンチャーカレッジ事業	施策4
「こども食堂」等のこどもの居場所づくりに対する支援	施策4
安全・安心な公園づくり	施策9
読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	施策9

(3) 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

各ライフステージを通して、多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めて

いきます。

○主な取組

＜こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組＞	
「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	施策3
保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進	施策3
こども・若者の意見を反映した事業の実施	施策4
こどもの意見を聴く取組の推進／こども・若者の意見を聴く取組の推進（障害児、困難を抱えやすいこども・若者、ひとり親家庭、社会的養育）（その他こどもが関わる施策一般）	施策5 施策6 施策7 施策8 施策9
児童相談所等の相談・支援策の充実	施策8

＜アウトカム指標＞

調整中

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」の創出

＜背景＞

（世帯状況の変化、共働き家庭の増加）

○本市の一般世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2020（令和2）年時点で約174万世帯となっています。

○単独世帯が増加する一方で、第2章9ページにあるとおり、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。

○三世帯同居世帯が減少し、核家族が増加するなど、世帯の規模が小さくなっており、2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯の約95.8%が核家族となっています。

○子育て家庭の就労状況については、第2章11ページにあるとおり、ニーズ調査において、共働き世帯の割合は未就学児調査で68.6%（5年前から13.2ポイント増）、小学生調査で67.6%（5年前から9.5ポイント増）となっており、増加傾向にあります。

○共働き家庭のうち、夫婦共にフルタイム就労している割合を見ると、未就学児調査で46.1%（5年前から6.1ポイント増）となっており、同様に増加傾向にあることがわかります。

図表 世帯の就労状況の推移（2章・再掲）

データ調整中

(子育て家庭の不安・負担の増加)

- 世帯状況の変化は、地域の住民が子どもや子育て世帯と接する機会の減少につながっています。加えて、核家族化により、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られにくいことなどが、子育て家庭が抱える不安感や負担感の一因となっているものと考えられます。
- 市内外からの転入が多い地域では、身近に支援してくれる人がおらず、また土地勘もあまりないために孤立しやすい状況があります。
- 共働き家庭の増加に伴い、女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)が解消に向かうなど男女共同参画が進む一方で、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。
- 第2章 15 ページ・22 ページにあるとおり、ニーズ調査における「現在、子育てをされていて感じている困りごと」で「仕事との両立」を挙げた家庭の割合は、未就学児調査で 45.7%、小学生調査で 29.0%に及んでいます。
- また、市民意見交換会では、経済的な支援の必要性に加えて、親子のコミュニケーションを取るための時間や、リフレッシュを目的とした一人の時間確保の必要性について、多くの意見が寄せられました。
- 仕事や家事、育児に追われ、時間的・精神的にゆとりのない状況が日常的に見られるようになっていきます。
- また、子育てに関する情報はあふれている一方、情報選択の難しさ、行政からの情報がタイムリーに必要な人に届きにくいといった課題が、現場の声として挙げられています。
- 親子の身近な居場所については、地域による偏りや、利用にあたっての物理的・心理的なハードルの高さが指摘されています。

図表 子育ての悩みや困りごと(2章・再掲)

データ調整中

<市民意見交換会で出されたゆとりに関する意見(抜粋)>

- ・子どもを産んだ後、「大人と話したい」という気持ちが高まる。
- ・子どもを産もうとする時に一番悩む「経済的支援」はやはり大事。
- ・家事代行を利用している時間に、子どもに向き合うと決めた。
- ・「ちょっと話せる」「ほっとできる」「ぼーっとできる」みたいなことを求めている。
- ・夏休みシーズンの子どものご飯問題、送迎問題は非常に共感した。

(ゆとりある生活の必要性)

- 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究(ハマスタディ)」では、夫婦が共にフルタイム勤務である子育て家庭の家事時間について、妻に比べて、夫は短い傾向となっており、さらに、妻の家事時間が長くなるにつれて、ウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。

○「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む」と示されています。

○保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。

○子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言えます、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、本市として子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

図表 こどもの数と家事時間の関連（2章・再掲）
データ調整中

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえ、本計画において重点テーマⅡとして「子育て家庭が実感できるゆとりの創出」を掲げました。「子育て家庭が実感できるゆとりの創出」に向けて、7つの方向性を整理したうえで、具体的な取組を「ゆとりへの架け橋プラン（仮称）」として、総合的に推進していきます。

<7つの方向性>

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
- (2) 子どもの「預けやすさが実感」できている
- (3) 「小一の壁が打破」されている
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
- (5) 子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
- (6) 子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
- (7) 親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

○主な取組内容

主な事業・取組	7つの方向性	該当する基本施策
子育て応援アプリ「パマトコ」	(1) 時間貧困の解消 (6) 情報・子育ての見通し	施策2・9
にもつ軽がる保育園事業	(1) 時間的負担の軽減	施策3

中学校給食事業	(1) 時間的負担の軽減	施策4
保育園での夕食支援	(1) 時間的負担の軽減	施策9
楽家事応援団	(1) 時間的負担の軽減	施策9
一時預かり事業	(2) 預けやすさの実感	施策3
こども誰でも通園制度の実施	(2) 預けやすさの実感	施策3
保留児対策	(2) 預けやすさの実感	施策3
横浜子育てサポートシステム	(2) 預けやすさの実感	施策2
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	(3) 小1の壁の打破	施策4
小学生の朝の居場所づくり事業	(3) 小1の壁の打破	施策4
小児医療費助成事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
出産費用助成事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
妊婦健康診査事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
妊婦のための支援給付	(4) 経済的負担の軽減	施策1
断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進	(4) 経済的負担の軽減	施策9
妊産婦・こどもの健康医療相談事業	(5) 精神的負担の軽減	施策1
妊娠・出産相談支援事業 (にんしん SOS ヨコハマ)	(5) 精神的負担の軽減	施策1
地域子育て相談機関の設置	(5) 精神的負担の軽減	施策1
地区センタープレイルーム利用促進事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
地域子育て支援拠点事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
親と子のつどいの広場事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
保育所子育て広場・ はまっこふれあい広場	(7) 親子の身近な居場所	施策2
こどもログハウスリノベーション	(7) 親子の身近な居場所	施策4
安全・安心な公園づくり	(7) 親子の身近な居場所	施策9
読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	(7) 親子の身近な居場所	施策9

<アウトカム指標>

調整中

2 施策分野・基本施策とその関係性

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、こどもへの支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

重点テーマⅠ	こどものウェルビーイングの向上	
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」の創出	
施策分野1 すべてのこども・ 子育て家庭への 切れ目のない支援	基本施策 1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策 2	地域における子育て支援の充実
	基本施策 3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策 4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策 5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野2 多様な境遇にある こども・子育て 家庭への支援	基本施策 6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援/ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野3 社会全体での こども・子育て 支援	基本施策 9	社会全体でこどもを大切にする地域づくりの推進

3 施策体系図

4 指標一覧

5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

ページの見方

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

②施策の目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

③アウトカムと指標

各基本施策において、「施策の目標・方向性」を評価し、施策の成果をわかりやすく示すため、アウトカム（達成したい最終的な状態）とその指標（生じた変化・効果を測るための指標）を設定しています。

④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

サンプルページの画像を挿入

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

現状と課題

(1) 保育・幼児教育の質の確保・向上

○ 乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。

○ 令和5年に「こども基本法」、「こども大綱」が策定され、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの人権を守り、こどもの主体性や思いを尊重した保育・教育の推進が求められています。

○ 「よこはま☆保育・教育宣言」では、すべての保育者の大切にしたい方向性を示しており、研修や動画等を通じて周知を図っています。

研修や研究の実施、公開保育への支援等を通じて、各保育・教育施設でのさらなる保育実践を充実させ、保育・教育の質向上を図るために、好事例を他園にも展開していくことが必要です。

加えて、「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を家庭にも伝え、保護者と保育・教育施設が両輪で進めていく必要があります。

○ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実に向け、幼保小のこども同士の交流や職員同士の連携が進んでいます。今後は「幼保小の架け橋プログラム」の実践を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、幼保小の職員による継続的な対話機会の創出と、地域に応じた接続期カリキュラムの実施・改善が求められています。

○ 保育・幼児教育の質向上や連続性のあるカリキュラムの開発を行うとともに、こどもへの効果的な保育・幼児教育等の具体的手法や取組の研究・開発を行うため、「保育・幼児教育センター（仮称）」の設置を進めています。

○ 市立保育所は、こどもの将来を見据えた良質な保育を自ら実践し、こどもの最善の利益を目的とした保育を各保育資源で実践できるよう、保育資源全体の保育の質の維持・向上を図る役割・機能が求められています。

○ 市立保育所の民間移管事業については、当初目標をほぼ達成しました。保育ニーズは増加傾向にあるものの地域や年齢によって定員割れが発生しています。また、障害児・医療的ケア児の入所の増加、こども誰でも通園制度の実施が予定されている等、保育所等に求められる役割も変化してきています。こうした役割の変化に加え、市立保育所については建物の老朽化も進んでいることから、改めて今後のあり方を検討する必要があります。

○ 保育・教育施設の給食は、こどもの成長や発達に応じた健康的な給食提供を行うとともに、食物アレルギーへの対応や集団給食における衛生管理など、安全・安心で質の高い給食提供が求められています。

○ 保育所等における園外活動等での置き去り・見失いなどの防止、睡眠中・水遊び中の事故の防止など安全・安心な保育・教育の提供のための取組が求められています。また、虐待や不適切保育については、令和5年5月に発出された国のガイドライン等を踏まえ、未然の防止及び、発見時の迅速な対応が

求められています。

(2) 個別に支援が必要な児童に対する支援

- 市内の保育・教育施設において、障害のあるこども約 2,410 人、医療的ケアが必要なこども約 50 人を受け入れています（令和5年4月時点）。
- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど個別に支援が必要な児童に関する入所相談や受入れを調整していくにあたって、こどもや保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応が求められています。
- また、入所後は、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整え、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を保育士・教諭や看護職員など園の職員全体で実施していくことが求められています。
- こどもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設及び関係機関（地域療育センター及び小学校等）が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- こどもに対する保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育・教育施設は行政や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

(3) 保育・幼児教育の場の確保

- 令和6年4月の保育所等利用申請者は過去最大の 74,705 人となりました。利用者数の伸びは以前と比べ鈍化しています。また、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要とされています。さらに、園選びにおいても保育の質が重視される傾向が強まることが想定され、保護者や地域からもわかりやすいよう、保育の質の見える化、数量化等について研究していく必要があります。

図表 4-1 就学前児童数・利用申請者数等の推移

（出典）横浜市子ども青少年局保育対策課（各年 4 月 1 日時点）

- 横浜DX戦略に基づき、申請数の多い上位 100 手続きに含まれる保育所入所利用申請（令和5年11月から）、現況届（令和6年4月から）、認定変更申請（令和6年度中予定）のオンライン申請を順次開始しています。
- ニーズ調査では「子育て支援の電子化への期待」について、区役所に行く頻度の減少や書類作成の手間の削減、電子申請・届け出が可能な手続きの拡大が多く挙げられています。

図表 4-2 今後の子育て支援の電子化に関連して、期待すること

（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

(4) 保育・幼児教育を担う人材の確保

○ 保育士の有効求人倍率は、神奈川県において 2.99 倍（令和 6 年 1 月）であり、県内の全産業平均の有効求人倍率 0.96 倍と比べて、非常に高い傾向にあります。一方、市内の保育士養成校の入学者数は年々減少しており、令和 5 年 4 月の入学者数は定員の 66.8%となっています。

図表 4-3 保育士及び全産業平均の有効求人倍率

(出典)

○ 保育士の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠ですが、現場の事務負担の大きさが依然として課題となっています。ICT の活用により保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や働きやすさにつなげる必要があります。

(5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

○ 子育て家庭への一時預かり事業については、就労やリフレッシュ等の理由により、特に低年齢児を一時的に預けたいというニーズが増加しています。一方、受入れ枠の問題により、利用したくても断られてしまい、預けることを諦めてしまうケースもあるため、一時預かり施設をさらに拡充していくほか、預けやすさにつながる取組が必要です。

○ 令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付「乳児等のための支援給付」が創設され、全国の自治体において、満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもが月一定時間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要があります。

施策の目標・方向性

(1) 保育・幼児教育の質の確保・向上

- 「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を持ちながら、一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮しながら自ら幸せな生き方を切り拓く力や共に温かい社会を作る力を育むことが出来るよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。
- すべての保育者が「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を理解し、日々の保育で実践することで、こどものよさや可能性に気づき、さらに保育の振り返りに活用することで、保育・幼児教育の質の向上につなげます。また日々の実践やこどもの姿を保護者や地域の皆様とも共有していきます。
- 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・認可外にかかわらず、実践研修や交流保育等の実施や事例の共有を通じて、保育資源間での情報・ノウハウの共有化を図ります。
- 市内全ての保育・教育施設を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施し、こどもの主体性や思いを尊重した保育を推進します。また、「園内研修・公開保育ブックレット」を活用した園内研修や公開保育等を通じ、各保育・教育施設で学びあい、質の向上を図りながら、より良い職場環境づくりにつなげます。
- 「保育・幼児教育センター（仮称）」を新たな教育センターに併せて整備することで、質の高い保育・幼児教育の実現や連続性のあるカリキュラムの開発に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実、市内の保育士・教諭の育成等を行っていきます。
- 保育士や調理担当者などの給食業務従事者に対して、給食提供に関する最新の知識や技術の習得を目的とした研修を実施することで、保育・教育施設における安全・安心で質の高い給食提供を推進します。
- 保育所等における事故の未然防止を目的として、保育・教育施設への巡回訪問を行います。また、ICTを活用した見守りサービス等の導入を支援します。
- 令和5年4月より開設した不適切保育相談窓口や、令和6年度より実施する外部専門家による改善サポート事業などを活用し、虐待・不適切保育が発生した場合に適切に対処するとともに、児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。

(2) 個別に支援が必要な児童に対する支援

- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの保護者が保育・教育施設の利用を検討する際、施設の情報などを提供するなど寄り添って相談対応します。
- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど個別に支援が必要な児童の特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育士・教諭等や看護職員の専門性の向上を図るとともに、保育・教育施設に対する制度や環境整備の充実を図ります。
- 医療的ケア児サポート保育園を推進するとともに、医療的ケア児サポート保育園に限らず、他の保育・教育施設においても、医療的ケア児の受け入れが広がるよう普及啓発を行います。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続

- 全 18 区で実施している「幼保小教育交流事業」において、園と小学校のこども同士の交流や職員同士の連携等を通じた相互理解を進めるとともに、令和5年度作成のリーフレット「Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ」を活用した研修の充実を図り、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。
- 令和6年度作成の横浜版接続期カリキュラム「育ちと学びをつなぐ」を手掛かりに、接続期カリキュラム研究推進地区において、地区に応じた接続期カリキュラムの作成とその運用・改善を、園と小学校が協働して進めます。さらにその成果は、幼保小連携推進地区等を通して全市の取組へとつなげていきます。
- 小学校においては、幼児期の育ちと学びをつなぐ「スタートカリキュラム」の実施を推進し、幼児期に育まれた資質・能力を生かした、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
- 障害の状況やバリアフリーの必要性など、就学する上で配慮が必要な児童について、教育委員会事務局と連携した支援を進めます。

(4) 保育・幼児教育の場の確保

- 一人ひとりのニーズにしっかりと寄り添いながら、保育の必要性が高い方が保育所等を利用できるよう、待機児童・保留児童対策を推進します。
- 3歳児から5歳児までの幼児教育を担ってきた幼稚園等での長時間の預かり保育や、2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域や年齢ごとに異なるニーズに合わせ、保育所等の定員構成の見直しや、施設の空きスペースを活用した年度限定保育事業の推進、入所が可能な小規模保育事業への送迎支援の実施など、既存施設を最大限活用します。その上で、大規模なマンション開発等により受入枠が不足する地域には、保育所等を整備し、保育・幼児教育の場の確保を進めます。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- 保育・教育を一体的に提供することができる認定こども園は、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができます。保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的であるため、3歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への段階的な移行を推進します。
移行を希望する施設に対しては、施設種別や希望する類型に応じて個別相談に応じるとともに、実際の移行に当たっては、乳児保育について実地研修を取り入れる等、乳児の発達や保育への理解が深まるよう丁寧な支援を行います。また、地域の実情に合った子育て支援事業の展開を支援していきます。
- 地域型保育事業や幼稚園等での長時間の預かり保育など、様々な形態の施設・事業が持つ魅力が保護者に分かりやすく伝わるよう、預け先の選択肢を増やすための情報発信を進めます。
- 保育所の利用等にかかる手続きについて、オンラインでできる手続きを拡充し、より使いやすく・

わかりやすくするための利便性の向上を図ります。

(5) 保育・幼児教育を担う人材の確保

- 宿舍借り上げ支援事業や幼稚園教諭等住居手当補助事業の推進により、保育士や幼稚園教諭の生活を経済的に支援し、人材確保を図ります。
- 保育・教育事業者の直接採用を支援するため、保育士の採用や定着に課題を抱える園にコンサルタントを派遣することにより、安定的な人材確保につなげます。
- 将来の人材確保を目指した保育士という職業の魅力発信を行います。
- 保育業務支援システム等ICTの活用により、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や働きやすさにつなげます。

(6) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

- 低年齢児を中心に一時預かりニーズが増大しており、さらなる受け入れ枠の拡充を図るとともに、休日一時保育や24時間型緊急一時保育、病児・病後児保育事業の体制整備の充実など、様々なニーズに対応していきます。

さらに、令和8年度から「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていきます。

- 多様な保育・教育施設が対象となる子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑な給付の実施を進めます。

また特定こども・子育て支援施設としての確認や公示を行うとともに、指導監督を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
待機児童の解消	待機児童数	5人 (令和6年4月1日)	0人
こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育の実践	こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している保育・教育施設等の割合(実践に向けて取り組んでいる施設等含む)	—	全ての保育・教育施設等での実践

主な事業・取組

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進		
<p>本市として、乳幼児期の保育・教育で大切にしたいことを示す「よこはま☆保育・教育宣言」を活用した保育実践を推進し、保育の質向上、こどもの育ちの理解につなげます。</p> <p>また、保育の振り返りや、こどもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、自己評価、第三者評価の取組を推進します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」に基づく保育・教育実践の公開事例数(研究発表会または報告書等で公表した事例)	74件	270件(累計)

保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進		
<p>保育・教育施設職員向け研修、施設長向け研修、区連携研修等の充実を図り、専門性の向上及び質向上につなげます。</p> <p>また、市内の保育・教育施設において、こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育が展開されるよう、園内研修・研究サポーター及び横浜市保育・教育質向上サポーター（Ｙサポ）※の派遣を通して、園内研修・公開保育を推進していきます。</p> <p>※横浜市保育・教育質向上サポーター（Ｙサポ）</p> <p>横浜市の保育・教育施設の質向上を推進することを目的とし、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする、地域で活躍する保育士・教諭です。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①研修の理解度	85.0%	93.0%
②派遣したＹサポの人数	6人	51人

「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備		
<p>保育・幼児教育の質向上や接続期カリキュラムに関する調査・研究・開発、市内の保育士・教諭の人材育成に加え、相談機能や情報発信機能の充実等となる「保育・幼児教育センター（仮称）」の開設準備を進めます（令和11年度開設予定）。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
「保育・幼児教育センター（仮称）」の開設	—	開設

保育資源間の連携		
<p>市立保育所が地域の保育資源の「つなぎ役」を担うことで、各保育資源間の連携を図り、実践研修や交流保育等の実施や事例の共有を各保育資源で行うことで、保育資源全体の保育の質の維持向上を図ります。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
保育資源ネットワーク構築事業の推進	推進	推進

質の高い給食提供の推進		
保育士や調理担当者などの給食業務従事者に対して、食物アレルギー対応や集団給食における衛生管理、食育推進など給食提供に関する最新の知識や技術の習得を目的とした研修を実施します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
研修の理解度	74.1%	90%

保育・教育施設等に対する巡回訪問等		
保育中の重大事故等の防止や、保育の質の確保を目的に、施設を園長経験者等が訪問し、施設長にヒアリングをしながら、事故防止のための取組や事故発生時の対応について確認し、助言や指導を行います。また、ICTを活用した見守りサービス等の導入を支援します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
巡回施設率	100% (累計)	100% (2巡目)

保育・教育施設等に対する指導監査及び運営指導の実施		
保育・教育施設等において、児童の安全、保育・教育の質の確保及び適切な施設運営がなされるよう、年1回以上の指導監査を行います。また、不適切保育相談窓口等で虐待や不適切保育の事案を把握した際は、迅速な事実確認と指導を行い、外部専門家による改善サポートを実施する等、児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。		

保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進		
障害のあるこどもに関する保育・教育施設等の利用相談において、保護者へ施設の情報などを提供するなど、保護者に寄り添った対応を行い、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。		
また、保育士・教諭等を対象とした障害のあるこどもへの理解を深めるスキルアップ研修等を実施するとともに、障害のあるこどもの受入れ園に対する環境整備等を充実していきます。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ	推進	推進

保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進		
<p>医療的ケアを日常的に必要とするこどもの特性や成長に合わせ寄り添った支援を行えるよう、保育・教育施設等の理解を深める研修を実施するとともに、制度や環境整備の充実を図り、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。</p> <p>また、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な医療的ケア児サポート保育園を推進していきます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12園	推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続		
<p>幼保小教育交流事業、幼保小連携推進地区事業、接続期カリキュラム研究推進地区事業の取組を通して、こども同士の交流や大人同士の連携を促進し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や接続期カリキュラムの実施・改善を行うなど、円滑な接続に向けた取組の一層の推進を図ります。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有するための研修会等を小学校合同で行った園の割合	38.1%	50%
②近隣の園や連携先の園と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する機会を設定した学校数	158校	全小学校

保育・幼児教育の場の確保		
<p>待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消、多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で大規模なマンション開発等により受入枠が不足する地域に保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和6年度)	令和11年度
①利用定員(1号)	40,700人	24,561人
②利用定員(2・3号)	84,381人	78,800人

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業		
<p>私立幼稚園において、長時間保育を必要とする2歳児を受け入れることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策を推進します。</p> <p>2歳児から小学校入学までを同一の園で過ごせることで、安定した環境の中で、こどもの育ちに応じた保育・教育を提供します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
実施園数	14園	36園

幼稚園での預かり保育		
<p>幼稚園・認定こども園で、在園児を主な対象とした一時預かり保育を実施します。さらに、保護者の就労や病気などで、園の教育時間の前後にご家庭で保育ができない園児について、預かり保育を希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①延べ利用者数1号	170,720人/年	213,082人/年
②延べ利用者数2号	1,827,672人/年	2,230,713人/年

保育・教育コンシェルジュ事業		
<p>各区に保育・教育コンシェルジュを配置し、保護者の相談に応じ、保育所や認定こども園などのほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育など多様な保育サービス等について情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結び付けます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
実施か所数	全区	全区

保育所等の利用におけるオンライン申請の推進		
<p>保育所等の利用に関連する申請について、区役所に行く頻度の減少や書類作成の手間を削減するため、オンライン申請の対象となる手続きを拡充するとともに、広報や機能改善等によりオンライン申請の利用率の向上を図ります。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
保育所等入所申請における オンライン申請の割合	6%	80%

保育士宿舎借り上げ支援事業		
<p>市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
助成戸数	4,324戸	5,016戸

幼稚園教諭等住居手当補助事業		
<p>私立幼稚園等預かり保育事業または私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
補助対象者数	291人	483人

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援		
<p>事業者による直接採用を支援するため、保育士の採用、定着に課題を抱える保育所等に対して、希望に応じて、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与、勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
コンサルタント派遣件数	23施設	30施設

将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援		
<p>将来の保育人材の確保を目指して、中学生、高校生や養成校の学生を対象に、保育士という職業の魅力を発信し、PRすることによって新たな保育の担い手を確保します。</p> <p>また保育士養成校の学生を対象に修学資金貸付事業を実施し、市内保育所等へ就労する新卒保育士の確保に取り組みます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①保育・教育団体等と連携した 魅力発信の取組	実施	継続・拡充
②修学資金貸付人数	26人	50人

延長保育事業		
<p>多様化する就業形態や女性の更なる社会進出に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間（8時間又は11時間）を超える時間帯の保育を実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
利用者数（夕延長）	3,902人/月	3,273人/月

実費徴収に係る補足給付事業		
<p>低所得世帯等のこどもが保育所等を利用した場合に、保護者が支払う実費（副食費、教材費・行事費等）の一部を保護者や保育所等に補助します。</p> <p>【令和5年度実績】</p> <p>私学助成幼稚園に通うこどもの副食費（延べ支給児童数）：7,897人/年</p> <p>認可保育所等に通うこどもの教材費・行事費等（延べ支給児童数）：2,167人/年</p>		

にもつ軽がる保育園事業		
<p>保育所等に子どもを通わせる保護者の時間的負担や経済的負担を軽減し、かつ、保育士の負担を軽減するため、紙おむつ・食事用エプロンなどの定額利用サービス（サブスク）の導入や、使用済み紙おむつの処分に取り組む保育所等に補助を実施します。【令和6年度新規業】</p>		

一時預かり事業		
<p>保育所、認定こども園、小規模保育事業、乳幼児一時預かり施設等で、保護者がリフレッシュや一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できる一時的な預かりを実施します。保育所、乳幼児一時預かり施設等での実施施設の拡大など、受入枠拡大に向けて取り組みます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①保育所等での一時保育事業 (延べ利用者数)	99,888人/年	156,712人/年
②乳幼児一時預かり事業 (延べ利用者数)	96,796人/年	155,954人/年

こども誰でも通園制度の実施		
<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等で預かりを行う、こども誰でも通園制度を令和8年度から実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
こども誰でも通園制度の推進	<p>試行的事業実施 (令和6年度) 対象箇所：14施設</p>	推進

休日一時保育事業		
<p>日曜、祝日等に勤務、病気、冠婚葬祭、リフレッシュ等の事由により保護者が保育を必要とする場合に、保育所で一時的な預かりを実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
延べ利用者数	229人/年	409人/年

24 時間型緊急一時保育事業		
保護者の突発的な病気や仕事などで緊急にこどもを預けなくてはならない場合に対応するため、保育所で 24 時間 365 日対応する一時的な預かりを実施します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和 11 年度
延べ利用者数	959 人/年	1,484 人/年

病児保育事業、病後児保育事業		
病気又は病気回復期（ケガを含む）で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と、病気回復期（ケガを含む）の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和 11 年度
①病児保育実施か所数	25 か所	30 か所
②病後児保育実施か所数	4 か所	4 か所

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業		
地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、本市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。		
【令和5年度実績】		
給付人数：380 人		

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業（基本施策2の再掲）		
子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和 11 年度
実施園数（常設園数）	75 園	136 園

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する
量の見込み・確保方策

(作成中)

第6章 計画の推進体制等について

(作成中)

参考資料

(作成中)

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案

令和6年10月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061

Email：kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>

第3期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について

【趣旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」）」には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を記載しています。
- ◆ 第3期計画の策定に向けて、第3期計画期間（令和7年度～11年度）中の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する必要があります。
- ◆ 令和6年7月に開催しました「保育・教育部会」において、所掌する事業（次頁参照）の「量の見込み」について、ご審議いただきました。
- ◆ 本日は、一時預かり事業を除く、各事業の量の見込みに対応する「確保方策」について、ご審議をお願いします。

【第3期計画策定までの今後の主なスケジュール（予定）】

令和6年7月頃～	各部会において、計画素案（案）（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）の審議
令和6年9月頃	総会において、計画素案（案）（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）のとりまとめ
令和6年10月頃	計画素案公表、パブリックコメントの実施
令和6年12月頃	総会において、パブリックコメント結果報告及び計画原案（案）の検討
令和7年2月	計画原案公表
令和7年3月	計画策定
令和7年3月下旬	総会において、計画策定報告

1 第3期計画における「確保方策」(案)について

各事業の「確保方策」(案)の計画値等は「別紙1」および「別紙2」のとおりです。

【参考1】事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 		○		
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 				
地域子ども・子育て支援事業	1	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業	○		
	2	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	○		
	3	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ ・トワイライトステイ ・母子生活支援施設緊急一時保護事業 	○		
	4	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 ・親子関係形成支援事業 	○		
	5	病児保育事業	・病児保育事業	○		
	6	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てパートナー ・保育・教育コンシェルジュ ・統括支援員 ・母子保健コーディネーター ・こども支援員 	○	○	
	7	時間外保育事業	・延長保育事業（夕延長）		○	
	8	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ（一部） ・放課後キッズクラブ 			○
	9	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点 ・親と子のつどいの広場 ・認定こども園及び保育所子育てひろば ・私立幼稚園等はまっ子広場等 	○		
	10	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での一時預かり ・保育所での一時保育 ・乳幼児一時預かり事業 ・親と子のつどいの広場での一時預かり ・24時間型緊急一時保育 ・休日の一時保育 	○	○	
	11	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム	○		

【参考2】「量の見込み」の算出方法等

※横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会（令和6年7月6日開催）資料の
一部抜粋

1 「量の見込み」の算出について

(1) 算出根拠

国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌標準（参考とすべき基準）として示されました（「基本指針」、「手引き」）。

本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

(2) 第3期計画策定に向けて国から示されている内容

国から、新たに「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」）」が示されています。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、第一期の市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下「第一期手引き」）』の内容をベースに対応可能であることを示しながらも、自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などが示されています。

(3) 算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計児童数）に、利用ニーズ把握のための調査（令和5年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により8種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を、計画最終年度の令和11年度の量の見込み（到達点）として算出しています。

また、令和11年度に向けた各年度（令和7年度～11年度）の量の見込みについては、令和5年度の実績値を起点として、令和11年度の量の見込み（到達点）に向けて平均的に増加（または減少）するものとして算出しています。

なお、各事業の特性や実績など個別事情等により、上記による算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

量の見込み = 推計児童数 × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合

※ 上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

※ 潜在家庭類型の割合、利用意向の割合は、ニーズ調査を基に算出します。

【参考】潜在家庭類型の種類（国の手引きから抜粋）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 下限時間未満＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※「下限時間」は、保育の必要性の下限時間（48～64 時間の間で市町村が定める時間）。
横浜市は 64 時間。

2 推計児童数について

量の見込みの算出に用いる推計児童数は、令和 2 年度の国勢調査結果をもとに本市が令和 5 年度に算出した「横浜市将来人口推計（以下、「元推計」）」を一部補正※して算出します。

※補正内容：元推計の令和 6 年度の推計値を実績値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用し、令和 7 年度以降の推計児童数を算出

単位：人

	元推計	実績	推計児童数				
	R 6 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
0歳	24,685	22,333	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
1歳	24,103	23,551	22,276	22,570	22,738	23,014	23,294
2歳	24,733	25,074	23,508	22,237	22,530	22,699	22,972
3歳	25,742	25,063	25,028	23,468	22,200	22,494	22,662
4歳	24,594	26,347	25,018	24,984	23,430	22,166	22,458
5歳	25,794	27,500	26,284	24,975	24,942	23,394	22,133
0-5歳計	149,651	149,868	144,740	141,029	138,909	137,118	137,086
6歳	26,986	28,054	27,428	26,279	24,917	24,895	23,380
7歳	27,422	28,873	27,984	27,357	26,273	24,860	24,849
8歳	28,540	30,120	28,822	27,913	27,287	26,266	24,805
9歳	29,696	30,595	30,048	28,769	27,844	27,221	26,258
10歳	29,494	30,288	30,525	29,979	28,717	27,776	27,154
11歳	29,862	31,210	30,348	30,564	30,016	28,762	27,811
12歳	30,218	30,870	31,261	30,406	30,600	30,053	28,806
13歳	30,668	31,930	30,919	31,313	30,464	30,637	30,088
14歳	31,523	31,948	31,981	30,969	31,364	30,521	30,674
15歳	31,478	32,003	31,991	32,032	31,017	31,413	30,577
16歳	32,106	32,316	32,465	32,420	32,476	31,447	31,853
17歳	32,467	32,376	32,754	32,921	32,842	32,913	31,870
合計	510,111	520,451	511,266	501,951	492,726	483,882	475,211

1 量の見込みについて

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」の更新について

令和7年度に向けては、新規整備及び既存施設の活用により、1290人分(予算上)の受入れ枠確保を見込んでいます。各年度の「確保方策」と「量の見込み」を一致させるため、7年4月の確保方策の見込みをもとに、11年度に向け、潜在的な需要が徐々に顕在化するものとして算出します。

	3号			2号		全年齢	1号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳		
ニーズ割合	26.1%	64.7%	64.8%	63.5%	57.5%		36.5%

【更新前】

量の見込み	2・3号					1号				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計	82,958	81,919	80,880	79,841	78,800	27,591	26,834	26,077	25,320	24,561
前年比	▲1,039	▲1,039	▲1,039	▲1,039	▲1,041					
プラス分	643	643	643	643	640					
マイナス分	▲1,682	▲1,682	▲1,682	▲1,682	▲1,681					

【更新後】(令和6年度整備量を加味)

量の見込み	2・3号					1号				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計	83,973	82,679	81,385	80,091	78,800	27,561	26,812	26,063	25,314	24,561
前年比	▲408	▲1,294	▲1,294	▲1,294	▲1,291					
プラス分	1,290	404	404	404	404					
マイナス分	▲1,698	▲1,698	▲1,698	▲1,698	▲1,695					

2 確保方策について

(1) 「確保方策」策定にあたっての基本的考え方

ア 保育(2・3号)について

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

(7) 以下の施設・事業等により、保育ニーズに対応します。

	0歳	1歳	2歳	3~5歳
認可保育所	○	○	○	○
認定こども園	○	○	○	○
地域型保育事業	○	○	○	○
横浜保育室	○	○	○	○
幼稚園2歳児受入れ推進事業			○	
私立幼稚園等預かり保育事業				○
企業主導型保育事業※	○	○	○	○

※ 立入調査結果により、問題がないと判断された施設の地域枠

(イ) 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。

- ・ 認可保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存資源を最大限活用した上で、ニーズに合わせた地域型保育事業を整備します。
- ・ 大規模な宅地開発等に伴い急激にニーズが増大する地域など、既存施設や地域型保育事業の整備だけでは対応しきれない場合には、認可保育所等を整備します。
- ・ 保育(2・3号)に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分(マイナス分)については、引き続き園運営が安定して行えるよう、年齢間での定員構成の見直しを進めるとともに、保育所における多機能化や、地域の実情に応じ、3歳児以上の定員が2歳児の定員を下回る定員構成を認めるなど、柔軟な運営支援を行います。

イ 教育(1号)について

第二期計画と同様、「確保方策」と「量の見込み」を最終年度(11年度)に一致させます。

(2) 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)について

<保育(2号・3号)>

- ① 4か年で1,616人分の枠を確保します。
- ② 認定こども園(2号・3号)・保育所・幼稚園(幼稚園2歳児受入れ)は、1,172人分を確保します。
- ③ 低年齢児を対象とする地域型保育事業・横浜保育室は、地域型保育事業の整備と横浜保育室の認可保育所等への移行により、444人分の枠拡大となります。

<教育(1号)>

- ④ 全市で見ると「量の見込み」が減少傾向です。令和6年4月の確保方策の実績を起点として、「確保方策」と「量の見込み」を一致させるよう、11年度に認定こども園・幼稚園で13,122人、(特定教育・保育施設として)確認を受けない幼稚園で11,439人を確保します。

※ 確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

※ 計画期間の中間年を目安に見直しを実施する予定です。

<保育・教育に関する「確保方策」(案)・【全市版】>

単位：人

量の見込み	7年度					8年度					9年度				
	3号		2号	1号		3号		2号	1号		3号		2号	1号	
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
計	6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812	6,217	14,466	14,848	45,854	26,063
	83,973					82,679					81,385				
認定こども園・保育所・幼稚園 企業主導型保育事業	3,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132	5,546	12,403	12,945	45,834	16,463
確認を受けてない幼稚園					17,669					16,112					14,553
地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21		671	2,063	1,903	20	
計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244	6,217	14,466	14,848	45,854	31,016
	83,973					82,679					81,385				

量の見込み	10年度					11年度				
	3号		2号	1号		3号		2号	1号	
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
計	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
	80,091					78,800				
認定こども園・保育所・幼稚園 企業主導型保育事業	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122
確認を受けてない幼稚園					12,997					11,439
地域型保育・横浜保育室	676	2,145	1,918	19		683	2,223	1,935	18	
計	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
	80,091					78,800				

保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

区	年齢	ニーズ割合	給付認定区分	7年度					8年度					9年度					10年度					11年度				
				年齢					年齢					年齢					年齢					年齢				
				0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
鶴見区	0歳	27.1%	量の見込み	558	1,227	1,333	4,306	1,865	550	1,246	1,316	4,122	1,818	541	1,265	1,300	3,939	1,770	532	1,284	1,284	3,755	1,723	524	1,303	1,268	3,571	1,677
	1歳	68.9%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	510	1,084	1,198	4,306	767	503	1,098	1,183	4,122	723	495	1,112	1,169	3,939	679	487	1,126	1,155	3,755	635	480	1,141	1,141	3,571	592
	2歳	68.9%	確認を受けない幼稚園					1,404					1,324					1,244					1,164					1,085
	3-5歳(2号)	68.0%	地域型保育・横浜保育室	48	143	135	0		47	148	133	0		46	153	131	0		45	158	129	0		44	162	127	0	
	3-5歳(1号)	32.0%	計	558	1,227	1,333	4,306	2,171	550	1,246	1,316	4,122	2,047	541	1,265	1,300	3,939	1,923	532	1,284	1,284	3,755	1,799	524	1,303	1,268	3,571	1,677
神奈川区	0歳	27.6%	量の見込み	447	1,030	1,086	3,429	1,443	451	1,048	1,078	3,313	1,392	455	1,066	1,069	3,196	1,342	459	1,084	1,061	3,080	1,291	461	1,099	1,053	2,963	1,244
	1歳	68.6%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	400	889	951	3,429	861	403	902	944	3,313	817	406	915	936	3,196	773	409	928	929	3,080	729	410	939	922	2,963	685
	2歳	68.6%	確認を受けない幼稚園					703					667					631					595					559
	3-5歳(2号)	70.4%	地域型保育・横浜保育室	47	141	135	0		48	146	134	0		49	151	133	0		50	156	132	0		51	160	131	0	
	3-5歳(1号)	29.6%	計	447	1,030	1,086	3,429	1,564	451	1,048	1,078	3,313	1,484	455	1,066	1,069	3,196	1,404	459	1,084	1,061	3,080	1,324	461	1,099	1,053	2,963	1,244
西区	0歳	28.9%	量の見込み	221	456	486	1,462	669	225	484	501	1,467	671	230	512	517	1,472	673	235	540	533	1,477	675	240	569	549	1,484	675
	1歳	70.6%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	195	396	427	1,462	559	197	417	438	1,467	562	200	438	450	1,472	565	203	458	462	1,477	568	206	480	474	1,484	571
	2歳	70.6%	確認を受けない幼稚園					100					101					102					103					104
	3-5歳(2号)	68.8%	地域型保育・横浜保育室	26	60	59	0		28	67	63	0		30	74	67	0		32	82	71	0		34	89	75	0	
	3-5歳(1号)	31.2%	計	221	456	486	1,462	659	225	484	501	1,467	663	230	512	517	1,472	667	235	540	533	1,477	671	240	569	549	1,484	675
中区	0歳	25.8%	量の見込み	201	459	505	1,578	892	200	461	498	1,536	857	199	463	491	1,494	822	198	465	484	1,452	787	196	467	478	1,410	750
	1歳	62.3%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	168	370	417	1,578	479	167	371	411	1,536	433	166	372	405	1,494	386	165	373	399	1,452	340	163	374	394	1,410	293
	2歳	64.9%	確認を受けない幼稚園					747					674					602					529					457
	3-5歳(2号)	65.3%	地域型保育・横浜保育室	33	89	88	0		33	90	87	0		33	91	86	0		33	92	85	0		33	93	84	0	
	3-5歳(1号)	34.7%	計	201	459	505	1,578	1,226	200	461	498	1,536	1,107	199	463	491	1,494	988	198	465	484	1,452	869	196	467	478	1,410	750
南区	0歳	26.0%	量の見込み	251	554	588	1,923	1,333	255	573	596	1,906	1,257	259	592	603	1,889	1,181	263	611	611	1,872	1,105	268	631	618	1,854	1,029
	1歳	62.2%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	227	489	524	1,923	591	230	503	530	1,906	542	233	517	535	1,889	494	236	531	541	1,872	445	239	547	546	1,854	396
	2歳	62.2%	確認を受けない幼稚園					944					867					789					712					633
	3-5歳(2号)	64.3%	地域型保育・横浜保育室	24	65	64	0		25	70	66	0		26	75	68	0		27	80	70	0		29	84	72	0	
	3-5歳(1号)	35.7%	計	251	554	588	1,923	1,535	255	573	596	1,906	1,409	259	592	603	1,889	1,283	263	611	611	1,872	1,157	268	631	618	1,854	1,029
港南区	0歳	25.5%	量の見込み	336	737	799	2,695	1,542	333	756	805	2,629	1,534	330	775	811	2,562	1,527	327	794	817	2,496	1,519	326	812	822	2,430	1,511
	1歳	63.0%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	313	650	705	2,695	1,214	310	664	709	2,629	1,115	307	678	713	2,562	1,016	304	692	717	2,496	916	303	705	720	2,430	817
	2歳	63.0%	確認を受けない幼稚園					1,032					947					862					778					694
	3-5歳(2号)	61.7%	地域型保育・横浜保育室	23	87	94	0		23	92	96	0		23	97	98	0		23	102	100	0		23	107	102	0	
	3-5歳(1号)	38.3%	計	336	737	799	2,695	2,246	333	756	805	2,629	2,062	330	775	811	2,562	1,878	327	794	817	2,496	1,694	326	812	822	2,430	1,511
保土ヶ谷区	0歳	24.8%	量の見込み	320	672	739	2,655	1,224	312	687	737	2,566	1,217	305	702	735	2,477	1,210	298	717	733	2,388	1,203	291	733	729	2,299	1,195
	1歳	62.1%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	301	629	701	2,655	589	293	640	699	2,566	509	286	651	697	2,477	429	279	662	695	2,388	348	272	674	691	2,299	268
	2歳	62.2%	確認を受けない幼稚園					2,041					1,762					1,483					1,205					927
	3-5歳(2号)	65.8%	地域型保育・横浜保育室	19	43	38	0		19	47	38	0		19	51	38	0		19	55	38	0		19	59	38	0	
	3-5歳(1号)	34.2%	計	320	672	739	2,655	2,630	312	687	737	2,566	2,271	305	702	735	2,477	1,912	298	717	733	2,388	1,553	291	733	729	2,299	1,195
旭区	0歳	25.7%	量の見込み	335	790	857	3,030	1,684	332	796	849	2,906	1,634	329	802	841	2,781	1,585	326	808	832	2,657	1,535	325	813	824	2,533	1,487
	1歳	63.4%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	291	660	716	3,030	1,860	288	664	709	2,906	1,644	285	668	702	2,781	1,428	282	672	694	2,657	1,212	281	675	687	2,533	997
	2歳	63.4%	確認を受けない幼稚園					914					808					702					596					490
	3-5歳(2号)	63.0%	地域型保育・横浜保育室	44	130	141	0		44	132	140	0		44	134	139	0		44	136	138	0		44	138	137	0	
	3-5歳(1号)	37.0%	計	335	790	857	3,030	2,774	332	796	849	2,906	2,452	329	802	841	2,781	2,130	326	808	832	2,657	1,808	325	813	824	2,533	1,487
磯子区	0歳	27.1%	量の見込み	249	543	587	1,996	1,242	252	559	592	1,949	1,202	254	575	597	1,902	1,162	256	591	601	1,854	1,123	262	608	606	1,807	1,083
	1歳	62.9%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	222	480	526	1,996	713	224	492	529	1,949	666	225	504	532	1,902	619	226	516	535	1,854	572	230	528	538	1,807	526
	2歳	62.9%	確認を受けない幼稚園					753					704					655					606					557
	3-5歳(2号)	62.5%	地域型保育・横浜保育室	27	63	61	0		28	67	63	0		29	71	65	0		30	75	66	0		32	80	68	0	
	3-5歳(1号)	37.5%	計	249	543	587	1,996	1,466	252	559	592	1,949	1,370	254	575	597	1,902	1,274	256	591	601	1,854	1,178	262	608	606	1,807	1,083
金沢区	0歳	23.1%	量の見込み	270	536	607	2,091	1,328	257	546	605	2,031	1,266	244	556	603	1,972	1,203	231	566	601	1,912	1,141	217	575	599	1,853	1,076
	1歳	60.5%	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	266	504	579	2,091	1,552	253	511	577	2,031	1,391	240	518	575	1,972	1,230	227	525	573	1,912	1,069	213	531	571	1,853	909
	2歳	62.8%	確認を受けない幼稚園					283					254					225					196					167
	3-5歳(2号)	63.3%	地域型保育・横浜保育室	4	32	28	0		4	35	28	0		4	38	28	0		4	41	28	0		4	44	28	0	
	3-5歳(1号)	36.7%	計	270	536	607	2,091	1,835	257	546	605	2,031	1,645	244	556	603	1,972	1,455	231	566	601	1,912	1,265	217	575	599	1,853	1,076
港北区	0歳	28.4%	量の見込み	847	1,849	1,902	5,831	2,388	847	1,897	1,910	5,648	2,336	847	1,945	1,918	5,466	2,283	847	1,993	1,926</							

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7~11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「利用者支援に関する事業」	
	本市事業	利用者支援事業(特定型:保育・教育コンシェルジュ)	
	事業内容	保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的として、就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供しています。	
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F)	
	対象年齢	0歳~5歳	
	算出根拠	方法	国「手引き」による
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、こども家庭センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定型・こども家庭センター型を分けて計画に記載すること。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・特定型:主として市町村窓口での実施とする。 (事務局注釈:「保育・教育コンシェルジュ」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・特定型〔保育・教育コンシェルジュ〕 ⇒各区役所において実施するよう設定</p>
指標(単位)	実施箇所数(か所)		
確保方策の考え方		「保育・教育コンシェルジュ」は、引き続き区役所において実施。	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	18	18	18	18	18
	確保方策	18	18	18	18	18
鶴見区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
神奈川区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
中区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
旭区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港北区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
緑区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
青葉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
都筑区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
戸塚区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7~11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「時間外保育事業」	
	本市事業	延長保育事業(夕延長)	
	事業内容	多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設において延長保育を実施します。民間保育施設に対しては、延長保育実施のための必要経費を助成します。	
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)	
	対象年齢	0歳~5歳	
	算出根拠	方法	国「手引き」の一部をアレンジ
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方 「量の見込み(人)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率(割合)」=二重調査により把握した時間外保育(18時30分以降)利用意向の割合</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が逡減するものと仮定した。 ⇒国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績(3,902人)からR11年度にかけて平均的に量の見込みが減少するよう、R7~10年度の量の見込みを算定した。</p>
指標(単位)	利用者数(人/月)		
確保方策の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育を希望する方全員が利用できるよう、量の見込みと同じ人数を設定した。 ・実施施設は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のいずれの施設でも柔軟に対応できるようにする。 ・今後新規に整備する施設・事業所については、原則として全て延長保育を実施することとし、既存の施設については、施設の状況に応じて対応する。 	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
	確保方策	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
鶴見区	量の見込み	268	259	250	242	236
	確保方策	268	259	250	242	236
神奈川区	量の見込み	246	239	232	225	218
	確保方策	246	239	232	225	218
西区	量の見込み	176	171	166	161	156
	確保方策	176	171	166	161	156
中区	量の見込み	160	156	151	147	142
	確保方策	160	156	151	147	142
南区	量の見込み	176	171	166	161	156
	確保方策	176	171	166	161	156
港南区	量の見込み	232	226	219	213	206
	確保方策	232	226	219	213	206
保土ヶ谷区	量の見込み	132	128	124	121	117
	確保方策	132	128	124	121	117
旭区	量の見込み	68	66	64	62	60
	確保方策	68	66	64	62	60
磯子区	量の見込み	174	169	164	159	154
	確保方策	174	169	164	159	154

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
金沢区	量の見込み	132	128	124	121	117
	確保方策	132	128	124	121	117
港北区	量の見込み	702	682	662	642	622
	確保方策	702	682	662	642	622
緑区	量の見込み	167	162	157	153	148
	確保方策	167	162	157	153	148
青葉区	量の見込み	317	308	299	290	281
	確保方策	317	308	299	290	281
都筑区	量の見込み	149	145	140	136	132
	確保方策	149	145	140	136	132
戸塚区	量の見込み	261	253	246	238	231
	確保方策	261	253	246	238	231
栄区	量の見込み	108	105	102	99	96
	確保方策	108	105	102	99	96
泉区	量の見込み	126	123	119	116	112
	確保方策	126	123	119	116	112
瀬谷区	量の見込み	100	98	95	92	89
	確保方策	100	98	95	92	89

■第3期計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」及び「確保方策」(案)

別紙2

事業名	第2期					第3期											
	本市事業	単位	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	本市事業	単位	区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
				上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績				計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
保育・教育に関する施設・事業	保育・教育基盤整備事業(2・3号)	ニーズ量(人)	量の見込み	77,591	79,607	81,630	82,089	82,553	保育・教育基盤整備事業(2・3号)	ニーズ量(人)	量の見込み	83,973	82,679	81,385	80,091	78,800	
				80,412	81,636	82,487	84,293	84,720				確保方策	83,973	82,679	81,385	80,091	78,800
				77,591	79,607	81,630	82,089	82,553					78,744	81,171	82,234	83,883	84,381
	保育・教育基盤整備事業(1号)	ニーズ量(人)	量の見込み	45,546	43,796	36,740	35,134	33,819	保育・教育基盤整備事業(1号)	ニーズ量(人)	量の見込み	27,561	26,812	26,063	25,314	24,561	
				38,845	36,011	33,435	29,927	26,766				確保方策	37,472	34,244	31,016	27,788	24,561
				48,634	45,230	43,248	38,535	33,819					50,443	47,961	46,509	43,233	40,700
利用者支援に関する事業	保育・教育 コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	保育・教育 コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	
				18	18	18	18	18				確保方策	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18					18	18	18	18	18
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,603	7,922	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	量の見込み	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273	
				3,469	3,792	3,984	3,902	3,902				確保方策	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
				6,816	7,190	7,563	7,603	7,922					3,469	3,792	3,984	3,902	3,902
一時預かり事業 子育て援助活動 支援事業	ア…幼稚園での 預かり保育(1号)	延べ利用者数(人/年)	量の見込み	287,548	287,717	287,887	214,146	201,624	ア	量の見込み	(※)122,864	(※)214,146	(※)155,113	(※)170,720			
				(※)122,864	(※)214,146	(※)155,113	(※)170,720	確保方策			287,548	287,717	287,887	214,146	201,624		
				122,864	214,146	155,113	170,720				1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,768,176	1,844,496		
	イ…幼稚園での 預かり保育(2号)	延べ利用者数(人/年)	量の見込み	イ	(※)1,464,888	(※)1,768,176	(※)1,684,548	(※)1,827,672		イ	量の見込み	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,768,176	1,844,496	
					(※)1,464,888	(※)1,768,176	(※)1,684,548	(※)1,827,672	確保方策			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,768,176	1,844,496	
					1,464,888	1,768,176	1,684,548	1,827,672				331,169	348,006	364,843	363,485	377,366	
	その他 ウ…保育所での一時保育 エ…横浜保育室での一時 保育 オ…乳幼児一時預かり カ…親と子のつどいの広場 での一時預かり キ…横浜子育てサポート システム ク…24時間型緊急一時保育 ケ…休日一時保育	延べ利用者数(人/年)	確保方策	ウ エ オ カ キ ク ケ	(※)180,205	(※)209,349	(※)230,860	(※)271,469		(次回部会で審議予定)	量の見込み	331,169	348,006	364,873	363,485	377,366	
					(※)180,205	(※)209,349	(※)230,860	(※)271,469	ウ			145,936	151,406	152,216	149,120	149,574	
					79,197	87,188	87,683	98,755				エ	2,970	1,942	1,946	417	414
					1,056	717	481	1,133	オ				106,335	115,851	129,029	132,929	143,892
					56,423	69,025	88,916	96,796				カ	7,688	7,916	8,144	7,997	8,192
					5,265	5,720	5,537	6,978	キ				64,566	67,149	69,732	69,216	71,341
					36,896	45,114	46,586	66,619				ク	1,305	1,331	1,356	1,404	1,523
					875	1,184	1,398	959	ケ				2,369	2,411	2,450	2,402	2,430
					493	401	259	229									

※事業の性質上、量の見込み(ニーズ量)の実績値を正確に把握することが難しいため、利用実績等を記載しています。